

主な二国間協議(令和4年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
イラン産乳及び乳製品 (衛生証明書)	イラン政府との協議を踏まえ、乳及び乳製品の製造が我が国と同等以上の基準に基づき衛生的に行われていることを確認したことから、令和5年1月に衛生証明書の受入開始。	-
オーストリア産牛肉等 (BSE)	令和2年12月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、令和4年11月に現地調査を実施し、牛肉等の対日輸出認定予定施設等における対日輸出プログラム(月齢制限の見直し)の実施準備状況について確認した。	令和4年11月
カナダ産牛肉等 (BSE)	令和5年1月に現地調査を実施し、牛肉等の対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守状況されていることを確認した。併せて牛肉加工品の対日輸出認定予定施設において分別管理が徹底されていることを確認したことから、令和5年3月に牛肉加工品の輸入を解禁した。	令和5年1月
スペイン産牛肉等 (BSE)	令和3年2月の食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、令和4年10月に現地調査を実施し、牛肉等の対日輸出認定予定施設等における対日輸出プログラム(月齢制限の見直し)の実施準備状況について確認した。	令和4年10月
タイ産おくら、マンゴー (残留農薬)	平成25年11月から協議開始。タイ政府において残留農薬に係る対策が図られたことから、令和5年2～3月に現地調査を実施し、一部の輸出者に対する検査命令を免除とした。	令和5年2～3月
フィンランド産牛肉等 (BSE)	令和2年12月の食品安全委員会による食品健康影響評価、令和4年3月のオンライン調査を踏まえ、フィンランド政府との協議を行い、令和4年12月に牛肉等の輸入を解禁した。	-
ブラジル産牛肉等 (BSE)	令和元年10月の牛肉加工品の対日輸出認定予定施設に対する現地調査を踏まえ、ブラジル政府と協議を行い、令和5年3月に一部牛肉加工品の輸入を解禁した。	-
米国産牛肉等 (BSE)	令和4年12月に現地調査を実施し、牛肉等の対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	令和4年12月